

< 質問回答書 >

広島南警察署建設工事に伴う基本・実施設計委託の公募型建築プロポーザル質問事項について、次のとおり回答します。

番号	質疑日	分類		質問事項	回答	回答日
		対象資料	対象部分			
外部計画関係						
1	R1.5.29	別紙10 特記仕様書P2	I.3(4)b	隣接学校の雨水管、給排水管等が埋設される範囲の設計・建設条件として、本施設（地中の基礎を含む）の配置が一切認められないか、あるいは条件付きで認められるか、ご教示ください。また、認められる場合の条件について、以下の内容をご教示ください。 ①本施設の一部が埋設予定範囲に重なる場合に、給排水管等の位置を調整できるか。 ②本施設の給排水管等の敷設が可能か。 ③本施設の庇や上階のはね出し部分が、埋設範囲に重なっても良いか。 ④駐輪場など軽微な建築物を設置しても良いか。 ⑤埋設予定範囲の上部を駐車スペース（一般区画またはセキュリティ区画）としても良いか。 ⑥埋設配管等の地盤面からの深さ。	①：隣接学校の雨水及び給排水管等を敷設する範囲は、今年度、別途委託予定の既存建築物解体撤去工事に係る実施設計において、協議を行うことは可能です。 ②～⑤：本委託において、配管類及び施設等に影響のない範囲で可能です。 ⑥：既設の排水管の深さは、既存図面では地盤面から配管上部まで約2.5～2.8mとなっています（現地確認は未）。なお、雨水・給水管については、現時点では不明です。	R1.6.3
2	R1.5.29	別紙10 特記仕様書P2 別図1	I.3(4)b	建築計画により、電柱Bを移設することが可能か、ご教示ください。	諸条件にもよりますが、道路沿い北側へ2m程度の移動は可能であると確認しています。	R1.6.3
3	R1.5.29	別紙10 特記仕様書 別図1	—	敷地西側のバス停について、建築計画により位置を移動することが可能か、ご教示ください。	諸条件によっては、移動させることが可能であると確認していますが、関係機関との協議が必要です。	R1.6.3
4	R1.5.29	別紙10 特記仕様書 別図1	—	本敷地と前面道路とは、一部高低差があるようですが、建設までに行う既存解体工事の際に高低差を解消するものと考えてよろしいでしょうか。そうでない場合、本敷地の高低測量図をご提示ください。	本敷地の計画地盤レベルは、現状高さ程度とし、道路とはスロープによるすり付けを想定しています。 敷地の現レベルについては、追図1を参考としてください。 なお、座標値について、公表している地積測量図に一部不足がありましたので、追図2を参考としてください。	R1.6.7
5	R1.6.7	別紙10	航空写真	敷地南側の被爆建物側の門塀で囲われた内側の道路状の部分は利用可能でしょうか。可能な場合、境界は道路境界でしょうか。それとも隣地境界扱いでしょうか。不可能な場合、別図10-4の北方面車両経路につながる敷地への出入りというのは、あくまでも西側4m幅の市道からの出入りを想定されているのでしょうか。	本敷地と被服支廠の境界は隣地境界となっており、被服支廠の敷地を本施設において利用することはできません。 なお、南側出入口については、南北西側交差点付近から、北側出入口は、北側道路からの出入りを想定しています。	R1.6.11
6	R1.6.7	別紙10 別添2	敷地の状況	西側市道（約4m）は現状では歩道のような扱いとなっているように見受けられ、実際に車両が通り抜け出来ない形状だと思いますが、今後車両が通行できるように整備する予定はありますでしょうか。その際には一方通行等の規制を設定する等は考えられていますでしょうか。	貴見のとおり、敷地西側市道（南4区395号）の北側は、車両が通り抜けできない形状となっています。また、現在のところ、車両が通行できるように整備される予定が無いことを確認しています。	R1.6.11

7	R1. 6. 7	別紙10 別添2	敷地の状況	西側市道（約4 m）沿いのレンガ調の塀は撤去可能でしょうか。	建築設計業務委託特記仕様書P2, 3(4)bに記載のとおりです。	R1.6.11
8	R1. 6. 7	—	—	施工スペースとして、南側隣地の被服廠敷地内の空地は使うことは可能でしょうか。	施工スペースとして使用することはできません。	R1.6.11
建築基準法関係						
9	R1. 5. 29	別紙10 特記仕様書P2 別図1	I. 3(4)b	前項に関連し、別敷地建築物の設備が埋設される当該範囲が、建築基準法における本施設の敷地として認められるかどうか、建築主事との協議内容をご教示ください。未協議の場合、参加者側から建築主事への問い合わせを行っても良いか、ご教示ください。	建築基準法上、支障がないことを建築主事（広島市南区）に確認済です。	R1.6.3
10	R1. 6. 7	別紙10 別添2	敷地の状況	東側の校内通路は建築基準法上隣地として扱うという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	R1.6.11
構造関係						
11	R1. 5. 29	説明書P5	4(2)ク	工事予算及び構造体Ⅱ類であることを鑑み、本施設での免震構造の採用は不要と考えてよろしいでしょうか。	免震構造の採用は、必須ではありません。	R1.6.3
受賞歴関係						
12	R1. 5. 27	別紙5	枠外※	「それぞれの団体の各支部等が実施する賞も含まれます。」との記載がありますが、広島県建築士事務所協会実施の「ひろしま建築文化賞」は主たる賞として認められるでしょうか。	対象として認められます。	R1.5.28
13	R1. 6. 4	①評価要領P4 ②別紙5	①3(3)(ウ)	過去の受賞歴に関して、①(一社)日本建築美術工芸協会主催日本建築美術工芸協会賞AACA賞(最優秀賞)、②(一社)日本建築学会主催の中国建築文化賞、③(公社)日本建築家協会主催のJIA中国建築大賞住宅部門賞は、それぞれ評価の対象の受賞歴になりますでしょうか。	①対象として認められます。 ②対象として認められます。 ③対象として認められます。	R1.6.7

14	R1. 6. 7	別紙5	—	受賞歴について 「グッドデザイン賞」は別紙5に掲げる賞の対象となりますでしょうか。	対象として認められます。	R1.6.11
参加資格関係						
15	R1. 5. 27	公示P 1	2 (1)ウ, (ア) 及び (カ)	構成員2の資格要件に関して、複数の事業拠点を有する法人において、法人の登記上の本社若しくは本店が広島県で、1級建築士事務所の登録が他県の場合、今回の資格要件に該当し参加に支障はないと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	R1.5.28
16	R1. 5. 27	説明書P15	15(17)	「建築設計者選定委員会の委員及び委員が関係する建築設計事務所に所属する者」とあるが、岡河委員(広島大学)及び河内委員(広島工業大学)の所属する大学の、教授・准教授・非常勤講師・助教等の教職員は、本件留意事項に抵触せず、参加に支障はないと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、説明書P15(18)については、十分留意してください。	R1.5.28
17	R1. 6. 4	公示P1	2ウ(イ)	入札参加資格の認定に関して、平成29・30年度は認定されていましたが、平成31・32年度の再手続きをしない場合であっても、技術提案書の提出期限までに次年度以降の再手続きを済ませ認定されていれば参加資格を有するとして宜しいでしょうか。	公示P1、2ウ(イ)及び説明書P7、9ウ(イ)に記載のとおりです。なお、平成31・32年度の入札参加資格の再手続きの有無は、本プロポーザルの参加資格に影響するものではありません。	R1.6.7
評価関係						
18	R1. 5. 27	①説明書P 8 ②別紙4	①9(2)ウ ②1(4)	説明書では、「総合の分担分野を担当する主任担当技術者・・・は、・・・複数の物を配置することも可能とするが、・・・」とあるが、評価要領の非適合とする項目として、「記載を求めた各主任技術者が各1名でない場合」とあります。総合の分担分野を担当する主任担当技術者については、前者が正と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	R1.5.30
19	R1. 5. 29	別紙4 別紙8	—	技術提案書を特定するための審査において、参加表明書選定時の得点(実績等+様式6)が持ち越して評価対象となるか、ご教示ください。	技術提案書の提出者選定時の得点は、別紙3のとおり技術提案書を特定するための審査には持ち越されません。	R1.6.3
20	R1. 5. 29	別紙4 別紙8	—	技術提案書を特定基準として、「審査員の評価により総合判断を行い」とあり、具体的かつ明確な評価基準が示されておりません。審査過程において、業務の理解度、取り組み意欲、テーマごとの技術提案について、点数化するかどうかご教示ください。また、点数化する場合のそれぞれの配点をご教示ください。	技術提案書の特定については、点数化を行わず、別紙3の記載のとおり、評価テーマに対し、的確性、独創性、実現性について、総合的に評価することとしています。	R1.6.3

21	R1.6.4	評価要領P2	3(1)アおよび(3)ア(ア)	提出者及び技術者の業務実績に関して、本件の構成員の何れかが参画する設計共同体での業務実績については、その出資比率に関わらず、評価基準に該当する施設と考えることが出来ると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	R1.6.7
22	R1.6.7	別紙4 ①P2 ②P3	①(1) ②(3)	別紙4 P2(1)提出者の技術力及びP3(3)技術者の技術力において、耐震補強、大規模改修、増築等の設計を一括で行い、その対象部分の合計面積が、6,000㎡を超えるものは同種業務として認められますか。	別紙4のP2(1)提出者の技術力については、耐震補強、大規模改修、増築等の対象部分の合計面積(重複する部分を除く)、また、P3(3)技術者の技術力については、新築、増築、改築の面積のみ同種業務として認められません。	R1.6.11
データ提供関係						
23	R1.6.7	別紙10	敷地測量図	PDFデータが不鮮明な部分もありますので、CADデータを公開して頂けないでしょうか。	令和元年6月7日付回答の追図1のCADデータを公表します。	R1.6.11
24	R1.6.7	別紙10 別図1	—	技術提案書作成時、別図1の現況資料のデータの貸与をしていただけるのでしょうか。	別図1については、現在公表しているデータ(PDF)しかありません。 なお、追図1のCADデータについては、番号26のとおりです。	R1.6.11
施設計画関係						
25	R1.5.29	説明書P3	4(1)ア	公務用の自転車置き場は設置不要と考えてよろしいでしょうか。 また、職員用の自転車・自動二輪車置場(50台)は、通勤用と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	R1.6.3
26	R1.5.29	説明書P3	4(1)エ	定員290人の内、男女職員比率の想定をご教示ください。	「男性：女性＝9：1」程度を想定しています。	R1.6.3
27	R1.5.29	説明書P4	4(2)ウ	上から4つ目の項目の中で、「管理動線との交差ができるだけ少なく」あります。管理動線とは、職員用の裏方動線であり、被疑者の護送動線とは別と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	R1.6.3

28	R1.5.29	説明書P4	4(2)ウ	上から6つ目の項目の「教練や朝礼等を行うスペース」の最低限必要な広さをご教示ください。また、当該スペースは外部からの覗き込み防止対策が必要かどうか、合わせてご教示ください。	60㎡程度以上のスペースを想定しています。また、同スペースには外部から容易に視認できない位置への配置や対策が必要です。	R1.6.3
29	R1.5.29	説明書P5	4(2)カ	受付窓口は、来庁舎対応業務を行う各課に設置するほか、署全体総合案内が必要かどうか、ご教示ください。必要な場合、特定の課の窓口に併設・兼用するか、単独で設置するか、合わせてご教示ください。	来庁者の利便性及び庁舎セキュリティを維持する観点から、メインエントランス付近には、署全体の総合案内を単独で設置してください。 なお、特定の課に併設することも可能ですが、この場合、併設した課の受付業務と混在しないよう、窓口スペースは明確に分けてください。	R1.6.3
30	R1.5.29	別紙10 特記仕様書 別添1-3 P3	—	留置居室1～9の男女の区分をご教示ください。	留置居室は男性のみが使用することを想定しています。	R1.6.3
31	R1.6.7	—	—	車庫棟を2つ以上の建物に分割して計画することは可能でしょうか。	可能です。 なお、計画に際しては説明書P4、4(2)ウに留意してください。	R1.6.11
32	R1.6.7	—	—	庁舎棟内に公用車車庫の一部を計画してもよろしいでしょうか	可能です。 なお、計画に際しては説明書P4、4(2)ウに留意してください。	R1.6.11
ヒアリング関係						
33	R1.6.7	—	—	ヒアリング時に技術提案書を拡大コピーしたものを掲示したり、パソコンを使用しプロジェクターに投影して説明することは可能でしょうか。	技術提案書に記載された内容であれば、掲示や投影は可能です。	R1.6.11
様式関係						
34	R1.6.7	様式2～4	—	様式2～4業務名等の記載については各様式に記載されている注意事項欄の文言を削除して枠を拡げて記入してよろしいでしょうか。	注意事項欄の文言を削除して枠を拡げて記載しても構いません。	R1.6.11

35	R1.6.7	様式2～4	—	様式2～4について、証明者印を押印する事により所属組織との雇用関係の証する書類の写し（健康保険証等の写し）や業務の実績を証する書類の写し（契約書等の写し）と同等の書類であると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	R1.6.11
36	R1.6.7	様式3 様式4	—	「様式3 管理技術者の経歴等」と「様式4 主任担当技術者の経歴等」の、「④設計業務のの実績」について、業務が民間事業で守秘義務等により業務金額等が明記できない場合は無記入でもよろしいでしょうか。	守秘義務等がある場合、業務金額については無記入で構いませんが、別紙2の評価基準及び別紙4の評価要領に示す延べ面積や施設用途等の評価に必要な項目は記載してください。	R1.6.11
37	R1.6.7	様式2～4	—	様式2～4の各様式下部の証明者について、代表構成員である構成員1以外の記載様式については、構成員1と構成員2のどちらを証明者としたらよいでしょうか。	提出者（代表構成員又は、構成員）若しくは、当該技術者が所属する組織の代表者としてください。	R1.6.11